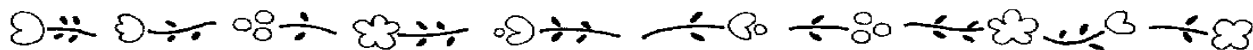


委託医療機関以外で受検された

新生児聴覚検査の費用助成制度について



新生児聴覚検査を綾部市の委託医療機関以外（京都府外医療機関や助産院等）で検査を受けられた方は、検査費用の一部助成を受けることができます。

助成の対象

検査日時時点で、綾部市に住民票のある新生児の保護者

申請時期

出生日から6か月以内

※綾部市から転出される場合は、住所異動届の前に手続きをしてください。

受診方法・申請方法

- ① 綾部市が発行した受診券兼同意書（以下「受診券」）の保護者記入欄に必要事項を記載してください。
- ② 受診券と「医療機関御中」と記載された封筒を医療機関等に提出してください。
- ③ 検査を受けたあと、受診券に検査の結果を記入してもらいます。
※文書料は自己負担となります。
- ④ 検査にかかった費用を支払い、結果の記載された受診券と領収書・明細書を受け取ってください。
- ⑤ 下記に記載の書類を揃えて、保健推進課へ提出してください。
- ⑥ 後日、市から届く決定通知書に基づき、請求書を保健推進課へ提出してください。受理した日から約1ヶ月後に指定の口座に振り込みます。

申請に必要な書類

- ・綾部市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書
- ・受診券（医療機関で検査結果を記入してもらったもの）
- ・領収書・明細書（ともに原本） ※自費支払い分（保険適用外分）が助成対象です。
- ・印鑑
- ・振込先の口座番号が確認できるもの（通帳等）

※検査にかかった金額がわかるものがが必要です（領収書・明細書等）。書類に不備等がある場合、申請者から医療機関へ問い合わせしていただく場合があります。

助成額

助成額は、検査に要した費用と下記の上限額のいずれか少ない方です。

検査方法	上限額
ABRまたは自動ABR	4,020円
OAE	1,500円

【問い合わせ先】

綾部市福祉保健部保健推進課母子保健担当
京都府綾部市青野町東馬場下15番地の6（綾部市保健福祉センター内）
電話：0773-42-0111 FAX：0773-42-5488

